

広報ひこね・毎月15日号（16ページ）のページ数が  
 5月15日号から4ページになります

昨年、広報ひこね8月1・15日号と彦根市ホームページで実施しました「広報ひこねアンケート」の結果や、働き方・業務改革の推進の取り組みによる業務見直し結果を踏まえ、掲載内容を精査し、15日号のページ数を縮減します。

内容 お知らせ、募集、イベント、相談、たちばな号巡回予定、し尿収集予定ほか  
 ※1日号（24ページ）のページ数は変わりません。

☎ シティプロモーション推進課広報係 ☎ 30-6103 FAX 22-1398



彦根市役所の組織が一部変わりました

市では、新たな行政課題に適切に対応するとともに、効率的な行政運営を行うため、4月1日から組織の一部を変更しました。

☎ 人事課 ☎ 30-6106 FAX 22-1398

歴史まちづくり部の新設

彦根城の世界遺産登録と世界遺産を活用したまちづくりを推進し、文化財の保存および活用、都市計画ならびに市街地整備を効果的に進めるため、「歴史まちづくり部」を新設し、「都市計画課」「景観まちなみ課」「市街地整備課」「文化財課」を設置しました。

スポーツ部の新設

これまで市長と教育委員会とがそれぞれ所管していたスポーツに関する事務を一元化し、令和3年度に開催予定の「ワールドマスターズゲームズ2021関西」、令和6年度に開催予定の「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会」に向けた準備を効率的に進めるため、「スポーツ部」を新設し、「スポーツ課」「国スポ・障スポ推進課」を設置しました。また、スポーツ課内に「新市民体育センター整備推進室」を設置しました。

シティプロモーションの推進、秘書、広報、人権施策に関する事務などを企画振興部に移管

シティプロモーションの推進に関することや人権施策に関することなどを総合的に判断することで事務の効率化を図るため、市長直轄組織に設置していたシティプロモーション推進課、秘書課、広報課を、「シティプロモーション推進課」として一元化し、市民環境部に設置していた人権政策課、市民交流センター、人権・福祉交流会館とともに、企画振興部に移管しました。

コンプライアンス推進室の新設

職員の公正な職務の遂行を確保し、公務に対する市民の信頼を高めるため、総務課内に「コンプライアンス推進室」を設置しました。

働き方・業務改革推進課の新設

市内部の働き方・業務改革のさらなる推進を図るため、総務部内に「働き方・業務改革推進課」を設置しました。

地方公営企業法推進室の廃止

下水道事業に地方公営企業法を適用したことに伴い、上下水道部地方公営企業法推進室を廃止しました。

市立病院の組織変更

患者さんに、より正確かつ具体的な情報を提供するため、診療局の神経内科を「脳神経内科」、緩和ケア科を「緩和ケア内科」に名称変更するとともに、より専門的ながん診療体制を整えるため、「腫瘍内科」を新設しました。

☎ 市立病院事務局職員課 ☎ 22-6050（内線3502） FAX 26-0754

教育委員会事務局の組織変更

特別支援教育、人権教育、いじめ対策に関する事務を一元化して行い、児童・生徒への指導・支援の取り組みをさらに強化するため、人権教育課および学校支援・いじめ対策室を統合し、新たに教育委員会事務局内に「学校支援・人権・いじめ対策課」を設置しました。

☎ 教育総務課 ☎ 24-7972 FAX 23-9190



排出ガス性能および燃費性能の優れた車両の軽自動車税（種別割）を軽減します

軽自動車税（種別割）のグリーン化特例（軽課）

初度検査年月が平成31年4月～令和2年3月の三輪、四輪の軽自動車です。次の基準を満たす車両は、令和2年度分の軽自動車税（種別割）に限り、特例が適用されます。

☎ 税務課 ☎ 30-6140 FAX 22-1398



令和元年度実施のグリーン化特例（軽課）を2年延長します！

車種	通常の税率		グリーン化特例（軽課）適用税率			
	平成27年4月以降に初度検査を受けた車両		(ア) 75%軽減	(イ) 50%軽減	(ウ) 25%軽減	
軽四輪	乗用	自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物	自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
軽三輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	

【軽減区分】

(ア)電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス10%低減または平成30年排ガス規制適合)

(イ)平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排ガス基準50%低減(★★★★)かつ

- 乗用:令和2年度燃費基準+30%達成車
- 貨物:平成27年度燃費基準+35%達成車

(ウ)平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排ガス基準50%低減(★★★★)かつ

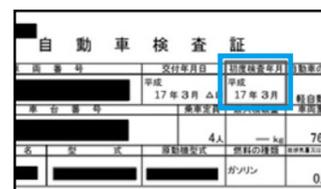
- 乗用:令和2年度燃費基準+10%達成車
- 貨物:平成27年度燃費基準+15%達成車

※(イ)、(ウ)はガソリン車(ハイブリッド車を含む)に限る。

重課税率の適用車両

令和2年度以降、初度検査年月が平成19年3月以前の三輪、四輪の軽自動車は重課税率が適用されます。税率は下表のとおりです(車両の初度検査年月は自動車検査証(車検証)に記載されています)。

車種	重課税率	
軽四輪	乗用 自家用	12,900円
	乗用 営業用	8,200円
	貨物 自家用	6,000円
	貨物 営業用	4,500円
軽三輪	4,600円	



◀自動車検査証(初年度検査年月は上記の枠内に、各基準の達成率は備考欄に記載されています)